

北のくらし

きらめく

北海道立消費生活センター

主な内容

- 年頭にあたって……………2
- 番号だけで決済も!……………2
- 「消費者センター」
名乗る電話に注意……………3
- 高齢者狙う悪質業者……………3
- 消費者安全法が改正……………4
- 消費者フォーラム……………4
- 携帯電話の名義貸しトラブル……………5
- 養殖えびの抗生物質……………6、7
- 体験学習講座ほか……………8



朝里の浜 (小樽)

雪の降り積もる朝里の浜。磯舟が近くやって来るニシン漁に備えて身を休ませていた。

(全道展会員 山下 脩馬)

〒060-0003
札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟
TEL (011)221-0110
FAX (011)221-4210
<http://www.do-syouhi-c.jp/>



道立消費生活センターを騙る投資勧誘などにご注意を!
ご相談は☎050・7505・0999へ

年頭にあたって

よりよいくらし 目指して



道立消費生活センター
所長 橋本 智子

新年明けましておめでとうございます。

昨年の消費生活を振り返りますと、消費税増税や電気料金
の再値上げ、灯油やガソリンの高止まり
など、家計を直撃す

る出来事ばかりだったように感じま
す。一昨年は、ホテルやレストラン
における食材偽装表示問題が世間を
騒がせました。これを受けて国は、
課徴金制度を導入し、不当表示の
あった事業者に適用することとして
います。

当センターでは「よりよいくらし」
のために、さまざまな講座を開

催したり、啓発活動を行ったりして
います。一方で消費生活における
トラブルの相談窓口を設け、道民の
皆さまからご相談・お問い合わせに
応じています。幸いにして今年度の
上半期の相談件数は減少しまし
たが、最近、高齢者からの相談内容が
多様化、巧妙化しているのが大変気
になるところです。

さて、今年は「未年」です。ヒツ
ジは群れをなして行動する動物で、
家族の安泰、平和をもたらす縁起の
よい動物とされています。ヒツジの
ごとく周囲の人たちと連携してネッ
トワークを張り巡らせ、悪質商法を
はじめとする不正な行いを見逃さ
ず、平和な一年となることを願ひ、
年頭のごあいさつといたします。



番号だけで決済も!

国センが 注意喚起



もありません。

特に最近ではネット通販において、
チャージした価値をプリペイド発行
会社が保有するサーバで管理する
「サーバ型」が増えていきます。この
場合、カードそのものに価値はなく、
裏面の英数字コードが重要です。さ
らに国際ブランドのロゴがついてい
るお店で広く利用できるプリペイド
カードや、メールアドレスだけでや
りとりできる番号だけが発行され
る電子ギフト券もあります。

近年、クレジットカードやプリペ
イドカードなど、キャッシュレスで
の支払い手段が次々と登場していま
す。利便性が高い反面、トラブルも
発生していることから、独立行政法
人国民生活センターは注意を呼び
掛けています。

プリペイドカードとは、事前にバ
リユー(価値)をチャージ購入する
ことで、商品やサービスの支払い
として利用できるものです。カード
を持つための審査はなく、誰でも簡
単に持てます。無記名のカードが多
く、第三者にギフトとして渡すもの

国民生活センターは①表示や金額
をしっかりと確認した上で支払い手続
きを。特に実物を見ることができな
いインターネット通販ではサイトの
記載(業者の連絡先が明瞭か、日本
語がおかしくないかなど)をよく見
ること②絶対に口頭やメール等でプ
リペイドカード番号を伝えたり、指
示された番号にチャージしたりしな
いこと③プリペイドカードを購入し
たときのレシート等を保管してお
き、トラブルに気づいたら早急にプ
リペイドカード会社に連絡するこ
とーなどをアドバイスしています。
不安に思ったり、トラブルに遭った
りしたら消費生活相談窓口へ。

だましの手口か!?

「消費者センター」名乗る電話

最近、消費者から「消費者センター」を名乗って、「振り込め詐欺の救済をする」「出回っている個人情報や未納のままであれば、裁判の呼び出し状が届く」と書いてあった。身に覚えがない。

最近、消費者から「消費者センター」を名乗って、「振り込め詐欺の救済をする」「出回っている個人情報や未納のままであれば、裁判の呼び出し状が届く」と書いてあった。身に覚えがない。

「数年前に遭った振り込め詐欺の被害救済の手続きをするので銀行で手数料を支払って」と電話がきた。

「数年前に遭った振り込め詐欺の被害救済の手続きをするので銀行で手数料を支払って」と電話がきた。

「数年前に遭った振り込め詐欺の被害救済の手続きをするので銀行で手数料を支払って」と電話がきた。

「数年前に遭った振り込め詐欺の被害救済の手続きをするので銀行で手数料を支払って」と電話がきた。

「数年前に遭った振り込め詐欺の被害救済の手続きをするので銀行で手数料を支払って」と電話がきた。

「数年前に遭った振り込め詐欺の被害救済の手続きをするので銀行で手数料を支払って」と電話がきた。

談したいことがあったりするときにはまず自治体の消費生活窓口にご連絡

ください。

高齢者狙う悪質業者

昨年の行政措置は69件

道は悪質な事業者に対し、行政措置を行っています。26年は延べ69件に上りました。「平成26年度第2回消費生活リーダー研修講座」の中で、道消費者安全課の鶴ヶ崎徹主幹が行政としての取り組みや被害防止のアドバイスをしました。

行政措置には口頭や文書で指導する行政指導や、指示や業務停止命令（いずれも公表）を行う行政処分などがあります。最近では、長時間にわたって執ように勧誘を繰り返した寝具やメガネ販売の事業者などに対して行政処分を行いました。

全国の消費生活相談の総件数は近年減少傾向にあるにもかかわらず、高齢者からの相談件数は増加。高齢者は悪質業者にも義理堅く、誠実に対応しようとするなどの心理傾向があり、そこにつけ込まれます。

被害に遭わないためには、悪質業者の話を聞かないことです。電話を一方的に切ることを躊躇せず、日常的に留守番電話にしておくのも有効です。業者の勧誘時に一人で決断せず、誰かに話してみるなど冷静に考える機会を確保すること、地域で潜在化しがちな被害を早期に掘り起こし、多くの人がかかわって、地域で悪質業者を排除することが重要です。

北海道消費生活条例では、消費者の承諾なく勧誘を行うこと、「訪問販売お断りステッカー」の貼ってある家を訪問して勧誘することなども禁止されています。他県よりもより

相談を受けていない消費者に、公的機関から電話をすることはありません。

「消費者センター」を騙る電話に注意!

相談を受けていない消費者に、公的機関から電話をすることはありません。

相談体制、見守り強化

消費者安全法が改正

消費生活相談体制の強化や消費生活相談員の確保と資質向上、地域の見守りネットワークの構築などを盛り込んだ改正消費者安全法が昨年6月に公布され(平成26年法律第71号)、平成28年度中に施行されます。消費者庁消費者教育・地方協力課の政策調査員である山地祐貴氏が「平成26年度第2回消費生活リーダ―研修講座」の中でポイントを解説しました。



相談員資格試験制度を法定化

どこに住んでいても質の担保された消費生活相談が受けられるよう、市町村の相談体制の充実が図られます。このため消費生活センターの組織・運営や情報の安全管理などについては条例で定め、消費者からの苦情に係る相談・あつせんに従事する消費生活相談員を置くこととします。

消費生活相談員の社会的認知度を高め、専門職にふさわしい処遇へとつなげるため、資格試験制度が法定化されます。ただし、現行3資格(消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント)の保有者で改正法施行時に通算して1年以上の実務経験のある者は試験に合格したものとみなすなど、円滑に移行できるよう措置を設けています。

地域で未然防止

実際に被害に遭ってもどこにも相

談しない高齢者もいて、二次被害に遭うケースも増加していることから、高齢者などを見守りするための「消費者安全確保地域協議会」を組織することとしています。この協議会は国や地方公共団体の機関、病院、教育機関などで組織するもので、消費

連携を広げるには??

札幌で消費者フォーラム

「地域で安心して住み続けるために」私たちができること」をテーマに消費者庁主催の「平成26年度地方消費者グループ・フォーラム」が12月8日、札幌市内で開催されました。さまざまな世代を対象とした取り組み事例の報告があった後、参加者同士が対話するコーナーもあり、地域での連携の方策を考える1日となりました。



子育て支援として道内の1〜2歳児に

者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止に取り組みます。既存の組織を活用してもよいとしています。

また、国や地方公共団体などがほかの地方公共団体に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報が提供できるようにします。

絵本を届けている活動や、東日本大震災の被災した経験をもとに手作り紙芝居で防災の大切さを訴えている大学生の取り組み、地域の信金職員全員が「認知症サポーター」となり、高齢者の振り込み詐欺防止に一役買っていることなどがそれぞれ報告されました。

午後からは、グループに分かれて対話する「ワールド・カフェ」の手法で、地域における課題とその解決策を考えました。写真。各団体の活動における悩みとして「後継者不足」「資金づくり」などが挙げられました。解決のためには「小さなつながりの一歩がやがて大きなつながりになる」「若者を呼び込むには、興味のあるテーマや楽しい場所づくりが必要」などの意見が寄せられました。

携帯電話の名義貸し

責任問われるおそれあり！

Q 半年前、高校時代の同級生に「いいバイトがある」と誘われ、男性を紹介された。一緒に携帯ショップに出かけ、携帯電話4台を自分名義で契約した。その男性に契約書と携帯電話を渡し、謝礼として4万円を受け取った。「携帯会社から請求書が届いても無視して構わない」と説明を受け、指示に従い、料金を支払わなかった。最近、携帯会社の弁護士から40万円の督促状が届いた。同級生に、男性に連絡してほしいと伝えたが、連絡が取れないと言っ。請求に応じなければならぬのか。

(20代、男性)

A 携帯電話会社の約款により、誰が使用しても携帯電話料金の支払い義務は、名義人が負うことになっています。携帯電話を第三者に渡し、自分で使用していなくても、名義人が利用料金を請求されることになり、「自分が使ったわけではない」などと支払いを拒絶することは困難です。料金はまず自分で支払い、実際に使用した人に料金を請求することにしても、実際に使用した人を探し出すのは現実的に不可能であり、被害の回復は難しいでしょう。

相談者にはその旨を説明し、携帯電話会社と支払い方法や解約について話し合うように伝えました。

携帯電話を第三者に渡し、報酬を得ることは「携帯電話不正利用防止法」に抵触し、消費者も刑事責任を問われる可能性があります。

他人に譲渡した携帯電話は、振り込め詐欺やヤミ金融などの犯罪に使



われる可能性があります。犯罪に使われた場合、契約者である消費者本人も犯罪に加担したとして、さらに重い責任を問われるおそれがあります。

解約の際、解約料が発生し、分割払いで購入した場合は、残額を一括で支払うこととなります。電話番号も分からないまま携帯電話を渡してしまい、解約に応じてもらえなかったケースもあります。

また、料金を支払わず、解約もせ

ずに放置しておく、もともと自分が契約している携帯電話も使えなくなり、以後、新たな契約ができなくなることもあります。

もし、自分名義の携帯電話を第三者に渡してしまつたら被害の拡大を防ぐため、すぐに携帯電話会社に連絡して利用停止の手続きをとりましょう。犯罪に利用される可能性があります。詐欺として摘発してほしい場合は、警察に申し出ることとなりますが、刑事責任を問われる可能性があることを覚えておきましょう。まずは法律相談窓口を利用し、法的な見解を確認しましょう。

先輩や親しい友人などから頼まれたり、インターネット上で「高額アルバイト」という情報を見つけたとしても、携帯電話の名義貸しは絶対にやめましょう。

通帳やカードの譲渡も犯罪！

携帯電話のほかに、自分名義の銀行口座をつくり、通帳やキャッシュカードを第三者に渡すことは、「犯

罪収益移転防止法」に抵触し、消費者も刑事責任を問われる可能性があ

ります。アルバイトとして報酬を受け取った場合は、さらに罪が重くなります。

「違法ではない」などと説明されても、絶対に応じてはいけません。



050-7505-0999

テトラサイクリン系抗生物質は不検出

～養殖えびを試買テスト～

日本は世界の中でも有数のえび消費国ですが、国産はわずかで、店頭に並んでいるのはほとんどが輸入冷凍（解凍）えびです。養殖えびが多いので、病気を防ぐ目的で使用されている抗生物質の残留が気になるところです。養殖えびのテトラサイクリン系抗生物質3種類の残留テストを行いました。

テスト品

養殖えび…15点

- 殻付き無頭えび（冷凍品）8点（バナメイえび2点、ブラックタイガー6点）
- 殻付き無頭えび（解凍品）5点（バナメイえび4点、ブラックタイガー1点）
- むきえび（冷凍品）2点（バナメイえび1点、ブラックタイガー1点）

天然えび（参考品）…1点

- 殻付き無頭えび（冷凍品）1点（ホワイトえび※）

※ホワイトえびは、えびを体色によって分類した場合の呼称です。

テスト項目

オキシテトラサイクリン（OTC）、クロルテトラサイクリン（CTC）、テトラサイクリン（TC）の残留をテストしました。テトラサイクリン系抗生物質は幅広い細菌に効果があり、人用医薬品や動物用医薬品、飼料添加物として使用されており、魚介類の基準値は、OTCが0.2ppm、CTCとTCは残留が認められていません。

テスト結果

全ての検体から、いずれの抗生物質も検出されませんでした。



■テスト品一覧

養殖 天然	形状	No.	種類	原産地	抗生物質
養 殖	殻付き無頭えび（冷凍品）	1	バナメイえび	インド	不検出
		2	バナメイえび	インド	〃
		3	ブラックタイガー	インド	〃
		4	ブラックタイガー	インド	〃
		5	ブラックタイガー	ベトナム	〃
		6	ブラックタイガー	インド	〃
		7	ブラックタイガー	インド	〃
		8	ブラックタイガー	インド インドネシア ミャンマー	〃
	殻付き無頭えび（解凍品）	9	バナメイえび	エクアドル	〃
		10	バナメイえび	マレーシア	〃
		11	バナメイえび	インド	〃
		12	バナメイえび	インドネシア	〃
		13	ブラックタイガー	マレーシア	〃
		14	バナメイえび	インドネシア	〃
		15	ブラックタイガー	ベトナム	〃
天然	参考品	16	ホワイトえび	インドネシア	〃

不検出：0.01ppm未満

<魚介類の医薬品について>

養殖魚介類の病気予防や治療のために抗生物質や合成抗菌剤を使用する場合があります。残留基準が設定されている抗生物質以外については、魚介類に残留してはいけないことになっています。このため用法、用量、使用禁止期間などが定められています。

輸入物の養殖魚介類も同様の扱いを受けます。

<ご存知ですか？
魚介類の名称ガイドライン>

魚介類は、地方や成長段階によりさまざまな名称があり、最近では外国からの新顔の魚が輸入されています。このため水産庁は魚介類の名称のガイドラインを作成し、原則「種名」(標準和名)を記載するよう呼び掛けています。ただし、その他にも一般に理解される名称や地域特有の名称(地方名)、成長名、季節名などがあれば記載できます。一例を紹介します。

●標準和名とそのほかの一般的名称

標準和名	その他の一般的名称
マスノスケ	キングサーモン
シログチ	イシモチ
クロマグロ	ホンマグロ
キタノホッケ	シマホッケ
ババガレイ	ナメタガレイ
ムラサキガイ	ムールガイ

クイズ 食物アレルギー
表示対象品目はどれ？

えびは食物アレルギーを引き起こす食材として知られています。食物アレルギーとは、食物に対して過剰な免疫反応があらわれるもので、中には死に至ることもあります。さて、ここでクイズです。国は7品目のアレルギー表示を義務づけています。それはえび、乳、小麦、卵、そばのほか、あと2つはどれ？(答えは下に)



- ①小豆 ②落花生 ③米
- ④酒かす ⑤かに



義務づけはされていませんが、表示が勧められているものに、いくら、キウイフルーツ、くるみ、大豆、バナナ、やまいも、カシューナッツ、もも、あわび、さば、さけ、いか、ゼラチン、りんご、まつたけ、ごま、オレンジ、牛肉、鶏肉、豚肉の20品目があります。

ただし、店頭で量り売りされている総菜やパン、注文を受けてから作られる弁当、飲食店のメニューには必ずしも表示されていないので注意が必要です。



調べてほしいことはありませんか？

食品や電気製品など身近に調べてほしいことはありませんか。

道立消費生活センターは、消費者の皆さまからのさまざまなテスト依頼を無料で受け付けています。お気軽にご利用ください。

ご希望の方はまず相談窓口へお問い合わせください(☎050・7505・0999)。

なお、テスト品の送料はご負担ください。



【㊦㊧】 ㊦㊧の㊦㊧

食・衣の実験に参加して

1月に体験学習講座

当センターは、1月に「知って得る体験学習講座」を道民カレッジ連携講座として開催します。午前、午後の部があります(同じ内容)。申し込みの締め切りは開催日前週の金

	時間	内容
1月20日(火)	10:00~12:00	「もっと知りたい食生活」 品のこと～実験を通して学ぶ食生活
	13:30~15:30	センター教育啓発グループ
1月27日(火)	10:00~12:00	「もっと知りたい衣類のこと～実験を通して学ぶ衣生活」
	13:30~15:30	センター商品テストグループ

東川にネットワーク

道内51番目

東川町に消費者被害防止のネットワークが12月1日に誕生しました。道内で51番目、上川管内で6番目で

曜日。奮ってご参加ください。申し込み、問い合わせは教育啓発グループへ。

テーマは「社会保障」など

2月に研修講座

	時間	内容(講師)
2月26日(木)	10:00~12:00	社会保障制度の基礎知識 (北海道社会保障推進協議会 副会長 吉岡恒雄氏)
	13:00~15:00	金融商品の相談事例と基礎知識(金融広報アドバイザー 須藤臣氏)
2月27日(金)	10:00~12:00	消費者契約における適格消費者団体の役割(消費者支援ネット北海道 専務理事 道尻豊氏)
	13:00~15:00	社会保障制度と税の一体改革の展望(財務省主税局総務課課長補佐 高沢 航氏)

(一社)北海道消費者協会は「平成26年度第3回消費生活リッダー研修講座」を当センターで開催します。日程は表のとおり。資料代として1日千円(1講座のみでも同額。問い

す。

町や消費者協会、警察署など17団体で構成している既存の「東川町地域福祉推進協議会」の設置目的に消費者被害防止を加え、地域住民の見守り活動を新たに展開していきます。

合わせ、申し込みは道協会教育啓発G(☎011・221・4217)へ。

15年版「くらしの豆知識」

発売中

独立行政法人国民生活センターは、「くらしの豆知識2015」写真書を書店などで販売中です。

特集は「消費者トラブルSOS」。消費生活相談の歴史や主な問題商法、子どもや高齢者が陥りやすい手口などを分かりやすく解説しています。

B6判、264ページ。一般書店で入手できない場合は、北海道官報販売所



(札幌市中央区大通西11丁目、大通パークビル1階、☎011・231・0975)へ。

見学しませんか

当センターには食品の成分や製品の性能などを調べる商品テスト室や、その結果を分かりやすく紹介した展示ホールがあり、随時、見学を

受け付けています。平成25年度は45団体が見学に訪れました。

見学のほかにも悪質商法の手口などを学ぶ消費生活講座や、衣・食の体験講座、糖分や合成着色料の簡易実験などにも対応できますので、学校や町内会、福祉団体などの研修メニューに加えてみてはいかがでしょうか。

利用は無料、2名以上は要予約。講座の内容等については相談に応じます。問い合わせ、申し込みは教育啓発グループへ。

北海道立消費生活センター
札幌市中央区北3西7
北海道庁別館西棟
TEL 011・221・0110
FAX 011・221・4210
相談専用電話 050・7505・0999

当センターは(一社)北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。
<http://www.do-syouthi-c.jp/>